


所管部課	学校教育部 給食課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則について			区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市学校給食センター設置条例の一部改正に伴い、所要の改正を行なう。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言修正を行う。(第1条、改正後の第6条)</li> <li>・東大和市学校給食センター運営委員会の所掌事務を東大和市学校給食センター設置条例に規定したことに伴い、第2条を削る。(第2条)</li> <li>・第2条を削ったことに伴い、後続の条を繰り上げる。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>規則の内容を実態に即したものにすることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年第3回東大和市議会定例会において、「東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例」について、可決</li> <li>・平成28年第9回教育委員会定例会において、「東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則」について、承認。</li> <li>・規則の案文は、文書課において審査済み。</li> </ul>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに起案事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。